

令和7年度

西特別支援学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行わなければならない。

学校は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながらこれを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

- 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのために、校務支援ソフトの「日々の様子」を活用して記録し、状況把握や情報共有を行う。
- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「児童生徒サポート委員会(いじめ)」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。本校は3学部で構成されているため、学部会・学年会で収集された児童生徒の情報を校長、教頭、主幹教諭、コーディネーターで構成する三役会(定期及び随時)で集約し、学校全体の情報共有を図り徹底する。
- 生徒指導主事は、全学部において対策が必要な児童生徒の状況や経過の概要を集約・把握するとともに、月1回、「いじめ問題行動等対策委員会」を開催する。各学部の児童生徒指導担当者が伝達を行い、全職員で情報共有を図るとともに一致協力して対応する体制をつくる。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- いじめを発見したり、訴えを聞いたりした場合は、即日に生徒指導主事に報告し、一両日に「児童生徒サポート委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- 「児童生徒サポート委員会(いじめ)」の構成員
校長・教頭・主幹教諭・コーディネーター・校務主任・保健主事・生徒指導主事(集約担当)・養護教諭・当該児童生徒の担任・学年主任・スクールカウンセラーなど

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が人権意識をもち、様々な障害特性の理解や多様な背景・家庭環境に配慮した指導・支援に努める。
- 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長し

たりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素により、いじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 児童生徒とふれあう時間をできる限り多く取り、児童生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ず児童生徒サポート委員会に報告する。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが行われていない状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において、初めて判断する。
- ・ 課外活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、多様性の中で相互に補い合う経験を重ねることで、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童生徒の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ・ 児童生徒の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。
- ・ 児童生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

(2) キャリア教育の充実（キャリアタイムの実施）

- ・ 各学部における全体計画を基に、自己理解・他者理解を通して、将来どのような仕事に就き、どのように社会に貢献し、どのような生き方をするのかを考えるキャリア教育の取り組みを進める。

(3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- ・ 人との関わりを通して、伝わる喜びを感じたり、話し合い活動の中で自分の意見を認めてもらったりする経験を積むことで、自分の存在価値を見出し、自己有用感を高めることができるようにする。

活用資料：「I N Gハンドブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

(4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき、学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の児童生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、児童生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に児童生徒が何かを体験すればよい、児童生徒同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳の授業や学級活動、生徒会活動等の特別活動において、児童生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設けられるよう、支援・指導する。
- ・ 「なごやI N Gキャンペーン」等の機会を生かし、児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める。そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働き掛ける。
- ・ 他学部との交流活動を年間通して行い、思いやりの気持ちを育み、相手の立場を考えた行動ができるようにする。高等部の生徒にはリーダーとしての意識をもたせ、教員が支援をしながら生徒自ら考え行動できるようにする。また、小学部・中学部の児童生徒には、高等部の生徒の姿から思いやりの気持ちとは何かを学び、次からの年度を担う自覚を育むようにする。

《学校全体での取組・活動》

「なごやI N Gキャンペーン」「なかよし友達集会」「体育参観・作品展示会」

《各学年や各学部での中心となる取組・活動》

【小5・中2】「中津川野外学習」 【高2】「自然体験宿泊学習」

【小・中学部】「地域や近隣の学校との交流」

【中学部・高等部】「作業所や事業所の見学・実習」

(5) 教育相談

相談できる存在があることを知らせるために、カウンセラーが校内を回って児童生徒の様子を見たり、交流を図ったりする機会を設ける。

5 早期発見の取組

学級や課外活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、個人懇談会や教育相談等における保護者との面談などを計画的に行い、日常の児童生徒の様子を把握する。また、状況に応じて子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

日頃から児童生徒との触れ合いを多くして、児童生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 定期的なアンケート調査や口頭による聴き取り調査

小・中学部では、児童生徒へのアンケートの実施が難しいため、学期に一回の個人懇談会や保護者へのアンケートにおいて、「安心して学校に通えているか」などの聴き取りを行う。連絡帳や電話での連絡を通して、児童生徒の学校や家庭での些細な変化について共通理解する。

高等部では、生徒へのアンケートを実施し、誰が被害者か加害者かは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(3) 緊急的な個別の聴き取り調査

重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に個別の聴き取り調査を行う。

(4) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝える。
- ・ 相談できる存在として、年度当初に全児童生徒にスクールカウンセラー等との面談について説明したり、保護者に案内を配布したりする。
- ・ (2)での調査の結果等を基に、全ての児童生徒を対象として、教育相談・個人懇談会を行う機会を設ける。
- ・ 児童生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラー等への相談も可能とする。

(5) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童生徒の良い点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「区政協力委員会」の場等を活用し、児童生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(6) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 毎日使用するかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(7) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日相談できる場であることを、小学部4年生から高等部3年生の児童生徒に周知する。

6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。日頃より児童生徒の様子に気を配り、学部間を越えて情報共有を行う。配慮が必要と思われる事案については全教職員で見守り、対応方法の統一を図るようにする。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、注意したりする。
- ・ 児童生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつようにする。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「児童生徒サポート委員会（いじめ）」に報告し、情報を共有する。

- ・ 「児童生徒サポート委員会（いじめ）」を中心として、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象児童生徒・保護者のみならず、関係児童生徒・保護者に対しても説明し、協力を得るようにする。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する

- ※ 「いじめを受けた児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）
- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

（２）いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめを受けた児童生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめを受けた児童生徒に不利益が生じないことを説明するよう配慮する。
- ・ 当該事案に気付き次第、直ちにいじめを受けた児童生徒及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を尊重する。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童生徒、及び保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ・ 保護者には、電話連絡だけではなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
- ・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている児童生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うよう、中川ブロック子ども応援委員会（ＳＣ・ＳＳＷ・ＳＰ等）による支援の要請を行う。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一方するとともに、警察へ相談または通報する。

（３）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った児童生徒を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対

する継続的な助言を行う。

- ・ いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) 集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級及び学年・学部全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは教育委員会に一報するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

7 なごや子ども応援委員会との協働

なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として協働を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

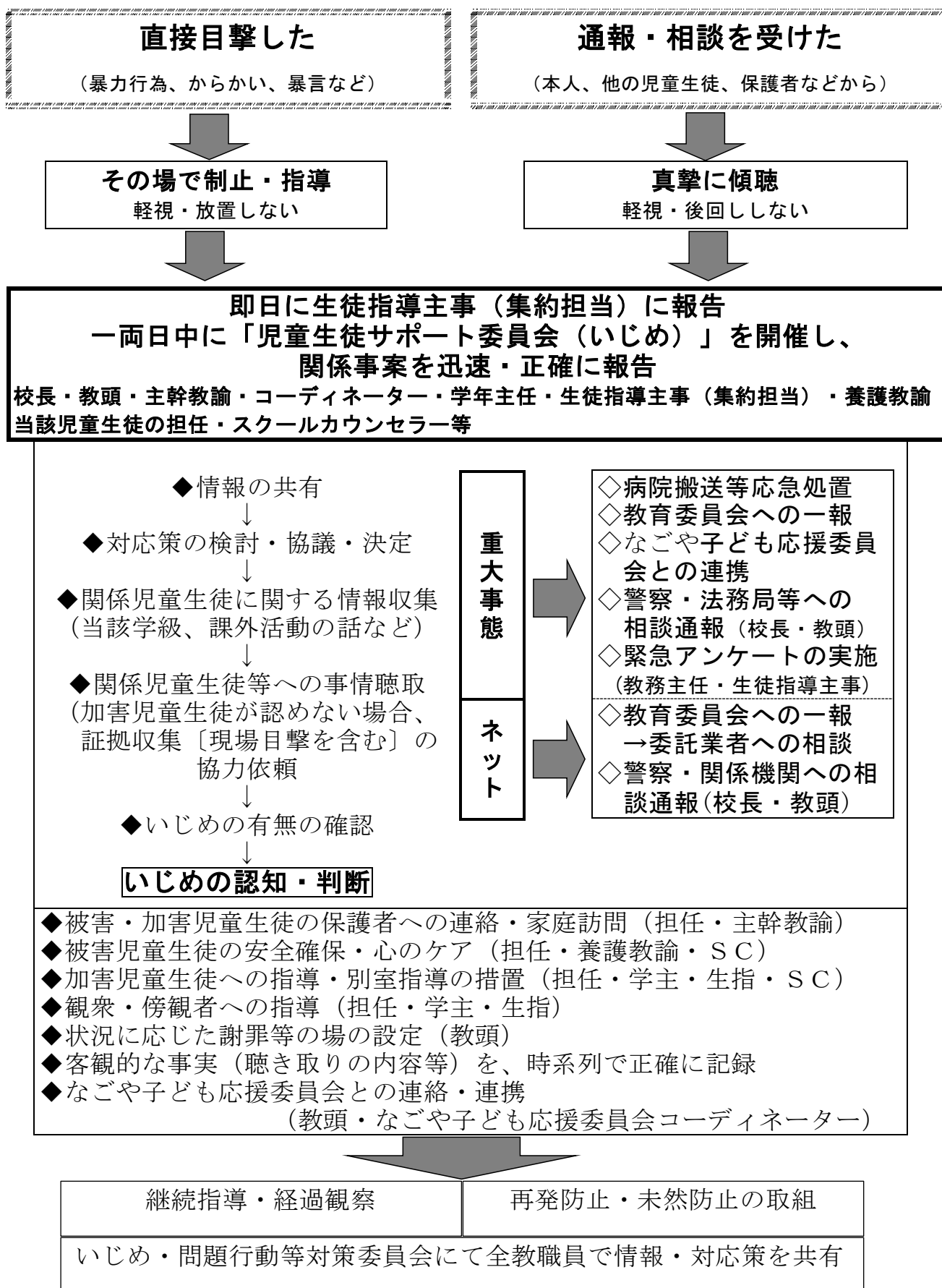
いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要を活用する等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に一回実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆



年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ・問題行動 等対策委員会①	互いを認め合う学級づくり 学校生活のきまりについて SCによる全員面談 (小4・中1・高1) SCによる校内巡回(通年)	あったかハート配布 各学部での情報収集	研修① ・児童生徒理解
5	いじめ・問題行動 等対策委員会②	なごやINGキャンペーンの取組 いじめ防止教育 プログラム実践①	個人懇談会① ・保護者との情報共有 各学部での情報収集 ・なごや子ども応援委員会との 情報共有	研修② ・自殺予防教育
6	いじめ・問題行動 等対策委員会③	★こころのパンフレットの授業 環境ウィーク トライ&アクション ☆こころの元気チェック①	各学部での情報収集	
7	いじめ・問題行動 等対策委員会④	なかよし友だち集会①	教育相談月間 各学部での情報収集	
8				研修③ ・夏季研修
9	いじめ・問題行動 等対策委員会⑤	☆こころの元気チェック② ★こころのSOS (DVD) の授業	各学部での情報収集	
10	いじめ・問題行動 等対策委員会⑥	いじめ防止教育 プログラム実践②	各学部での情報収集	研修④ ・自殺予防教育
11	いじめ・問題行動 等対策委員会⑦	なごやINGキャンペーンの取組	各学部での情報収集	研修⑤ ・人権教育
12	いじめ・問題行動 等対策委員会⑧	人権週間における取組 なかよし友達集会②	個人懇談会② ・保護者との情報共有 各学部での情報収集 ・なごや子ども応援委員会との 情報共有	
1	いじめ・問題行動 等対策委員会⑨	☆こころの元気チェック③	学校評価アンケート 各学部での情報収集	
2	いじめ・問題行動 等対策委員会⑩	★ストレスマネジメントの授業	各学部での情報収集	
3	いじめ・問題行動 等対策委員会⑪		個人懇談会③ ・保護者との情報共有 各学部での情報収集	研修⑥ 情報引き継ぎ

↑ 事案発生時・児童生徒サポート委員会(いじめ)の随時開催 ↓

↑ わかる授業・全員が参加活躍できる授業・全校・学部・学年集会 ↓

↑ 日常の聴き取りの活用、SC・精神科医・養護教諭による面談 ↓